

② 気中の化学物質の濃度等が継続的に一定以下となるための措置の検討

【1 確認するための直接的な措置】

ア 法定の作業環境測定の実施(半年に1回)【現行規制】

- ・ 作業環境測定の精度を如何に確保するか

イ アを補完する措置を求めているかどうか

- ・ 有害物が最も高濃度になると考えられる時、場の毎月の測定の実施等

【2 1を補足するための措置】

ウ 法令で定める管理体制が整備されていることを求めているかどうか

- ・ 衛生委員会での調査審議の実施等(則23条の2に基づき関係労働者の意見を聴くこと)【現行規制】
- ・ 衛生管理者、作業主任者、安全衛生推進者等の選任とその職務の励行【現行規制】

エ 定期的な維持改善等を求めているかどうか

- ・ 発散抑制措置等の点検の実施、又は取扱量・作業方法等の確認を求めているかどうか
- ・ 50人以上の事業場について、衛生管理者の定期巡視の実施【現行規制】(安衛則第11条)
- ・ 50人未満の事業場についての取扱をどうするか

オ 作業に関係する労働者と意見調整が行われていることを求めているかどうか

(参考)

- ・ 労働安全衛生規則第11条により、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされている。定期的な維持改善等はこれに準じてはどうか